

答 申

**第 1 審査会の結論**

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 3 年 1 0 月 1 9 日付け峡東福第 3 6 5 0 号で行った行政文書不開示決定処分は、妥当である。

**第 2 審査請求に至る経過**

**1 行政文書の開示請求**

審査請求人は、令和 3 年 1 0 月 2 日付けで、山梨県情報公開条例（平成 1 1 年山梨県条例第 5 4 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和 2 年 1 0 月 1 日午後 3 時から山梨県峡東保健所衛生課職員 2 名が●●●●●●●●●●に対して行った宿泊拒否の事実関係の調査に係る立入調査の調査報告書」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

**2 実施機関の決定**

実施機関は、条例第 1 1 条及び第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する旨の決定（以下「本件不開示決定」という。）をし、令和 3 年 1 0 月 1 9 日付け峡東福第 3 6 5 0 号をもって審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件不開示決定を不服として、令和 4 年 1 月 4 日付けで行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定による審査請求を実施機関に対して行った。



る。違反行為があっても開示せず、調査が不適正でも開示しないということは、情報開示の意味を理解していないか、自らの行為にあわせて曲解している。本件のような不開示は条例に想定されておらず、想定しているとすれば条例の存在価値はない。実施機関の主張は、不都合な事実に合わせての全く論理不明なものである。

- (6) 上記のような調査結果は名誉毀損であり、それが本件施設の虚偽証言によるものか、峡東保健所の不適切な調査方法によるものか明らかにするため、調査内容の情報開示が必須である。

#### **第4 実施機関の説明要旨**

実施機関が弁明書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

##### **1 本件開示請求に係る行政文書の内容**

本件施設を名指しして、本件施設に対する実施機関が実施した立入調査等の行政指導の内容、結果等が記載された文書の開示を求めるものである。

##### **2 条例第11条の該当性**

本件開示請求のように、事業者名や施設名を名指しした開示請求があった場合、対象となる行政文書の存否について答えるだけで、当該事業者が行政指導等を受けたか否かという情報を開示することになる。

そして、仮にかかる行政文書が存在する場合には、当該情報は、次のとおり条例第8条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報に該当する。したがって、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定に基づき不開示とする。

###### **(1) 条例第8条第2号関係**

仮にかかる行政文書が存在する場合、当該行政文書には、実施機関による行政指導等の内容、結果等に関する情報が記録されている。このような情報は、公にすることにより特定の事業者の信用を失墜させるおそれのあるものであるため、条例第8条第2号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。

## (2) 条例第8条第6号関係

仮にかかる行政文書が存在し、これを開示することとした場合、当該指導等の対象者がこのことを恐れ、実施機関の調査そのものにも応答しないことや、調査に応じたとしても虚偽の申告をする等の事態が想定される。そのような場合、今後、実施機関が調査事務を執行するに当たり、事実を客観的に捉え、これを踏まえた指導等を適切に行うことができなくなり、ひいては公衆衛生上の重大な危害の発生又は著しく善良の風俗を害する行為が助長されるおそれがある。

これらのことから、当該情報を公にすることは効率的かつ円滑な業務が困難となるおそれが極めて高く、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、条例第8条第6号柱書の不開示情報に該当する。

## 3 審査請求における審査請求人の主張について

### (1) 旅館業法に基づく行政指導等の内容、結果を公表していないこと

審査請求人は、実施機関が条例第8条第6号柱書の不開示情報に該当するとしたことは、適正な調査をそもそも行ったのかとの疑問を甚だしく惹起させるなどと述べる。

しかしながら、実施機関は、審査請求人から開示請求があった時点で、旅館業法に基づく行政指導等の内容、結果を公表していない。これは、これらの事実の有無が明らかにされた場合、当該行政指導の内容にかかわらず、本件施設において違法行為等の不適切な行為があったと推測され、その結果、本件事業者の社会的評価の低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためとしている。

### (2) 審査請求人が「当事者である」との主張は、開示可否の判断に影響しないこと

審査請求人は、審査請求人が本件施設に係る旅館業法違反となる宿泊拒否の調査を依頼した当事者であり、開示しない理由として列挙された大半は当事者である審査請求人には該当しないなどと述べる。

しかしながら、条例が開示請求権を定める趣旨は、県の行政に利害関係や関心を有している者等に、広く県の保有する情報を入手し得る機会を保障していることから、何人に対しても同様の回答をすることが前提としており、開示請求者の属性によって開示を許容するものではなく、審査請求

人が本件施設に係る旅館業法違反となる宿泊拒否の調査を依頼した当事者であるとしても、そのことが開示可否の判断に影響するものではない。

## 第5 審査会の認定した事実及び判断

### 1 審査会の認定した事実

#### (1) 本件開示請求に係る行政文書の内容

本件開示請求は、旅館業法第3条第1項の規定により山梨県知事の許可を受けて特定の旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が運営する宿泊施設の名称を明示した上で、令和2年10月1日午後3時から実施された、同法第7条第1項による営業者その他の関係者からの報告徴収等の結果に関する文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めたものと解される。

#### (2) 旅館業法の定め

営業者は、宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき等、旅館業法第5条各号に定める場合を除いては、宿泊を拒んではならないとされている（同法第5条柱書）。

同法第7条第1項では、都道府県知事は、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされている（以下単に「立入調査等」という。）。

また、都道府県知事は、立入調査等の結果、営業者に対し、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる（同法第7条の2第2項）。

さらに、都道府県知事は、営業者が、同法の規定に違反したときは、同法第3条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（同法第8条）。

#### (3) 実施機関からの追加説明

当審査会において、実施機関に確認させたところ、実施機関は次のとおり

説明する。

立入調査等については、同法第3条第1項の許可を受けた営業者に対して、定期的に実施するほか、地域住民や関係市町村からの報告に基づいて実施している。

立入調査等においては、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じられているか否かなど、同法の施行に必要な限度において、営業者に報告させ、又は施設に立ち入り、書類を検査する。ただし、報告の内容のみによって状況を判断できる場合など、立ち入りを行うまで至らない例も想定される。その一方で、立入調査等を実施した場合で、施設の構造設備や衛生状況に問題があるようであれば、その場でさらに指導を行うこともある。

もっとも、実施機関は、これまで、同法第7条による立入調査等の結果を公表しておらず、また、同法第5条の規定に違反した者や、同法第7条の2の規定による命令に違反した者の名称等を公表していない。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号及び同条第6号の不開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否した。

以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### (1) 開示請求権について

条例第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」としている。

条例に定める開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示決定等の結論は、国籍、職業等の人的属性や開示された行政文書の使用目的など開示請求者の主観的意図如何によって左右されるものではない。審査請求人は、自身が当事者であることを理由に開示を求めているが、何人にも等しく開示請求権を認める制度の下においては、請求者が誰であるか、どのような目的で行政文書の開示を請求しているか、開示された行政文書をどのように利用しようとしているか、あるいは、請求者が求めている行政文書に記録されている情報に対して利害関係を有しているかどうかなどの事情は考慮されず、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないと考えるのが適当である。

## (2) 条例第11条について

条例第11条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。そして、同条にいう「不開示情報」は、条例第8条各号において掲げられており、本件に関係を有するものとしては同条第2号及び第6号がある。

## (3) 条例第8条第2号の該当性について

ア 条例第8条第2号イでは、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、これを不開示としている。

同号に規定される「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものであり、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる。

イ 本件においては、実施機関が主張する事実からすれば、営業者が立入調査等を受けた結果、営業者が不利益処分に係る処分基準に該当せず、行政処分の対象とはならないこともある。

このような中、本件対象文書の存否を明らかにしただけで、特定の営業者に対して、山梨県知事が行った立入調査等の有無を明らかにすることとなり、仮に行政処分や行政指導がなかったとしても当該営業者の運営能力等に対して、利用者等から疑いが生じ、当該営業者が旅館業法に違反する不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、いわゆる風評被害が発生する等の当該営業者の社会的信用を不当に低下される事態が予想される。

そのような場合、当該営業者と取引関係にある者や宿泊施設を利用しようとしている者等が取引や施設の利用を取りやめるなど、当該営業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が客観的に存す

ることから、条例第8条第2号イの不開示情報に該当することが認められる。

#### (4) 条例第8条第6号の該当性について

ア 条例第8条第6号柱書では、国の機関又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示としている。

これは、当該事務又は事業の性質からみて、同種のもものが反復されるような性質のものであって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合について、不開示とする趣旨である。

イ 本件対象文書は、旅館業法に基づく営業者への立入調査等という、将来に同種のもものが反復される性質の行政行為について、その結果に関する情報が記録されるものである。また、旅館業法に基づく営業者に対する立入調査等は、不適正等の法違反があった場合は、行政処分を行う前に、口頭指導または文書勧告によって適正処理を指導し、改善を促すことによって法による規制を補完するものであるが、相手方の任意の協力によって実現されるものであり、その効果的な実施のためには、当事者間における信頼関係の維持確保が重要であると考えられる。

ウ 本件対象文書は、立入調査等の対象となった特定の営業者の名称や事業状況、特定の営業者から直接聴き取った情報等を記載するほか、指導事項等といった情報が記載される性質のものであると考えられる。前述のとおり旅館業法に基づく立入調査等はその事実自体が当該営業者の社会的信用を低下させるものであると認められることから、立入調査等の有無が開示されることとなれば、将来に同種の立入調査等を実施する場合において、名称を公表されることを懸念した営業者が、立入調査等への任意の協力に消極的になり、事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒んだりするなど、立入調査等への協力を得ることが困難になり、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号柱書に該当すると認められる。

#### (5) 小括

本件開示請求が、特定の営業者を名指ししてされた開示請求である以上、



仮に本件対象文書に記載された本件施設の名称、所在地等の情報を部分的に不開示としたとしても、立入調査等の有無を明らかにすることになることから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報を開示することと同様の結果となるものと認められる。

したがって、開示請求人の属性に関わらず、条例第11条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、本件開示請求を拒否したことの妥当性は上記のとおりであり、当審査会は開示決定以外の事案の妥当性について判断するものではなく、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

## 審査の経過

年 月 日	審 議 事 項
令和4年2月9日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
令和4年3月11日 (令和3年度第5回審査会)	○審議
令和4年4月5日	○審査請求人から反論書を受理
令和4年4月28日 (令和4年度第1回審査会)	○審議
令和4年5月11日	○審査請求人から意見書を受理
令和4年5月27日	○答申

### 山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
芦沢 幸彦	元代表監査委員	
伊藤 智基	山梨県立大学国際政策学部准教授	会長代理
大島 わかな	弁護士	
東條 正人	弁護士	会長
平井 貴美代	山梨大学大学院総合研究部教授	